答 弁 第 七 三 号 平成二十五年十一月二十六日受領

内閣衆質一八五第七三号

平成二十五年十一月二十六日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長伊吹文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出我が国の国会議員の海外視察の是非に関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員鈴木貴子君提出我が国の国会議員の海外視察の是非に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「国会議員」による「視察」には様々なものがあることから、 お尋ねについて一概にお答えす

ることは困難であるが、外務省としては、国会議員への便宜供与の件数については把握している。

五について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月十五日内閣衆質一八五第五○号。以下「前回答弁

書」という。)一についてでお答えしたとおりである。

六について

お尋ねについては、 前回答弁書三及び四についてでお答えしたとおりである。